

(平成22年2月24日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認大分地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

3 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 2 件

## 大分国民年金 事案 650 (事案 101 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 10 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 37 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 10 月から 61 年 3 月まで

私は、昭和 57 年 10 月に会社を退職して帰郷し、町役場で私が国民年金の加入手続を行い、親が地区の納付組合を通じて私の国民年金保険料を納付してくれていたと思う。

申立期間当時の国民年金の加入手続については、前回は父親が行ったとの申立てをしたが、今回は私が行ったと思うので再申立てをした。

申立期間の国民年金保険料が納付となっていないことに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の父親が、申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立人自身は申立期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の父親も既に死亡していることから、申立人の申立期間に係る国民年金保険料の納付状況等が不明であるほか、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 61 年 1 月ごろに払い出されたと推認され、その時点では、申立期間の一部は時効により国民年金保険料を納付できない期間であること、及び申立人に係る戸籍の附票から、申立期間のうち昭和 57 年 12 月から 58 年 4 月までの間は、申立人の住民票が職権消除されていることから、この期間については申立人の保険料が納付されていたとは考え難いことを理由として、既に当委員会の決定に基づき平成 20 年 6 月 19 日付けで当該期間について年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

今回、申立人は、「申立期間当時の国民年金の加入手続については、前回は父親が行ったとの申立てをしたが、今回は私が行ったと思うので再申立てをした。」ものであるが、申立期間当時、申立人に上記以外の国民年金手帳記号番号が払い出された事情は確認できず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更

すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 大分厚生年金 事案 451

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 6 月 16 日から 44 年 7 月 24 日まで  
私は、A社で料理人として勤務したが、厚生年金保険の加入記録が無いので、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

勤務内容に係る申立人の具体的な供述及び同僚の供述から、勤務期間の確認はできないものの、申立人が、A社で料理人として勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A社の事業主に照会したところ、当該事業主からは「昭和 38 年から現在までの社会保険に係る関連資料を保管しているが、申立人に係る資料は無いことから、申立人については厚生年金保険の加入手続をしておらず、保険料の控除もしていないと思う。人事関連の資料を保管していないので、勤務実態等を確認することはできない。また、当時の社会保険事務担当者は死亡しており、当時のことを知っている人もほかにいない。」との供述がなされている。

また、A社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届の整理番号はオンライン記録と一致している上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人の氏名は確認できず、健康保険整理番号に欠番も無い。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から確認できる複数の同僚に照会したところ、同人らは「料理人は親方のほかに常に他の料理人がいたと思う。」と供述しており、当該被保険者原票において料理人と思われる複数の男性社員の厚生年金保険被保険者記録を確認したところ、親方と思われる者一名を除き、厚生年金保険被保険者記録が確認できない期間が散見され、当時の事業主は、申立人と同職種の男性社員については必ずしもすべての者を厚生年金保険に加入させていなかったと認められる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 大分厚生年金 事案 452

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年4月1日から同年12月29日まで  
② 昭和30年4月1日から35年6月1日まで

私は、申立期間①はA社で地質調査の業務に携わっていた。また、申立期間②はB社（現在は、C社）で臨時雇用員として、それぞれ勤務していた。

両期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

#### 1 申立期間①について

申立人の勤務内容に関する具体的な供述から、期間は確認できないものの、申立人が、申立期間①についてA社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A社に照会した結果、「当時の人事記録等は無く詳細は確認できないが、高卒で入社してもすぐには厚生年金保険に加入させなかったと聞いたことがある。」との回答がなされている。

また、申立期間①当時にA社に勤務していたとする複数の元従業員は、「申立人のことは覚えていない。当時は、見習期間があり、申立人と同じ高卒の従業員は何人かいたが、すぐに辞める者も多かった。申立人も臨時雇用だったかもしれない。」と供述しているところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、臨時雇用であったのではないかと指摘された従業員らに該当する氏名は確認することができないことから、事業主は、必ずしもすべての従業員を入社当初から厚生年金保険に加入させる取り扱いをしていなかったものと推認される。

さらに、申立期間①に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番も無い上、申立人がA社において一緒に勤務していたとする監督者の氏名も確認することができない。

#### 2 申立期間②について

勤務内容に係る申立人の供述及び同僚の供述から、申立人が、昭和 30 年ごろから B 社に臨時雇用員として勤務していたことが推認できる。なお、B 社が保管する申立人に係る履歴表によると、申立人が、35 年 4 月 1 日から同年 5 月 31 日までの期間において試用員として勤務していたことが確認できる。

しかしながら、B 組合への照会結果によると、B 組合は、当時の臨時雇用員又は試用員の期間は組合員期間ではなかったこと、及び B 社が臨時雇用員等に対して健康保険及び厚生年金保険の適用を行うことを明確にしたのは「D 規程」を受けてのことであり、38 年 10 月以降であったとの回答がなされている。

また、社会保険事務所（当時）の記録によると、B 社が厚生年金保険の適用事業所に該当したのは昭和 38 年 10 月 1 日である。

3 このほか、両申立期間に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。